

## **\*\*\*\*野洲市多重債務者包括的支援プロジェクト\*\*\*\***

このプロジェクトは、社会状況の変化により生活困窮者が増加している現状に対応するため、税等を滞納している市民が、借金問題に悩んでいないかどうかお尋ねし、そのような事態がある場合には、行政の総合力を大いに活用して市民の生活困窮状態を解消し、健全な家計を取り戻すとともに生活再建を目的に行います。

また、この取り組みが、借金問題の解決により税等を滞納している市民の支払い能力を高め、収納率の向上に寄与することも期待されます。

生活が困窮した市民には、市役所のサービスをフル活用しながらこのプロジェクトを進めてまいります。

●チームの目標 借金問題による税金や使用料等の滞納者に対し、借金問題を解決することを促し、健全な家計を取り戻すことにより生活再建を図ることを目標に行います。また、これにより市民の支払い能力を高め、滞納改善に結び付くことも期待します。

●事務局 市民生活相談室

●参加チーム 納税推進室(固定資産税、軽自動車税、市県民税、国民健康保険税)、保険年金課(後期高齢者医療保険料)、高齢福祉課(介護保険料)、子ども家庭課(保育料)、学校教育課(給食費)、青少年育成課(学童保育料)、上下水道課(上下水道料)、住宅課(市営住宅家賃)、市民生活相談室

●プロジェクトの内容

- ① 税金や使用料等の滞納者に対し催告書等を送る際に、「無料法律相談のお知らせ」のチラシを同封し、借金問題による滞納である場合は相談をすることを促します。
- ② 税等の滞納者に対して、カウンセリングを定期的に行い、多重債務者の課題を整備し、相談に結びつけ、生活再建支援を行います。
- ③ 当事者宅を訪問するなど、できる限り面接の機会を設けることとし、借金問題がないかどうか確認します。

## ●具体的な取り組み案(基本形)

### 第1段階—現年度の滞納が2~3回以上程度続いた市民, 過年度滞納のある市民対象

- ① 催告状を送る際に、「無料法律相談のお知らせ」のチラシを同封し、借金問題による滞納である場合は市民生活相談室に相談をすることを促す。
- ② 市民が市民生活相談室に相談した場合、市民生活相談室において家計収支や生活状況などの事情を聴取し、借金が確認できた場合は、法律家を紹介し借金問題を解決しながら、行政サービスを活用して生活再建を目指していく。
- ③ 市民の同意の下、生活再建の目処等について、市民生活相談室から担当課に情報提供をし、担当課では徴収業務に活用するほか、執行停止及び減免などの措置が必要かどうかの判断をする。
- ④ 法律家が債務整理を受任したときは、借金の返済が止まるので、家計収支や生活状況を考慮して、各担当課と協議し包括的に分納計画をたてる。
- ⑤ 市民の同意の下、受任した法律家から経過報告を受けて、債務整理の状況を担当課に報告する。
- ⑥ 市民の同意の下、過払い金が回収できたときは、受任した法律家に滞納している税金や使用料等の納付書を渡して納付してもらう。納付が困難な市民については、滞納税の執行停止、延滞金減免の必要な資料、報告書を提出してもらう。
- ⑦ 上記については、個人情報保護に十分配慮するため市民の承諾を取り、同意書を作成する。

### 第2段階—電話・訪問による催告を行なう市民, 納税相談を促す市民対象

- ① 滞納している市民に接する際には、滞納理由に借金があるのではないかと注意を払う。
- ② 借金問題があるかどうかについては、生活状況、とりわけ家計の収支に着眼する必要がある。家計収支の聴き取りを行なうか、市民生活相談室に案内する。  
以下、第1段階②以下のとおり。

### その他—その他の取り組み

- ① 各担当課がお互い協力して市民の生活再建を図るように、定期的に情報交換等のチーム連絡会議を開催する。
- ② 担当課職員に対し、多重債務者の実情や債務整理に関する情報提供など、業務の参考となる研修を行う。
- ③ 真に悪質な滞納者に対しては、強制的な手法による徴収を行なうこととするが、借金問題による滞納者には温かい視線と態度を向けるように全職員が意識を持つ工夫をする。